



出張報告書

令和 6 年 9 月 12 日

尼崎市議会議員 様

会 派 名 無所属
 代表者氏名 リセ田 リナ
 出張者氏名 リセ田 リナ

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 6 年 8 月 23 日

2 結果の概要

用務先 神奈川県 相模原市	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 主催：子どもの事故予防防止議員連盟 テーマ：国民生活センターにおける子どもの自転車事故防止への取組み 講師：独立行政法人国民生活センター 商品テスト部 大澤氏
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備 考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅 費 の 精 算

- ☒ 精算額は、令和 6 年 8 月 20 日届け出た額 (29,660 円) と同一額である。
- ☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

出張報告書

尼崎市議会議員 シセ田 リナ

2024年8月23日（金）10時～12時

主催：子どもの事故予防防止議員連盟

テーマ：国民生活センターにおける子どもの自転車事故防止への取り組み

講師：独立行政法人国民生活センター 商品テスト部 大澤氏

【概要】

私が所属する子どもの事故予防防止議員連盟の勉強会で、子どもの自転車事故防止の取り組みについて学ぶ機会がありました。

独立行政法人国民生活センター 商品テスト部の大澤氏より、①国民生活センターの概要、②自転車事故防止への取り組みについてご講演がありました。勉強会の後には、施設の見学も行われました。

1点目、国民生活センターについてです。同センターのホームページで、同センターの使命を以下のように述べています。

”消費者問題・暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関として、消費者・生活者、事業者、行政を『たしかな情報』でつなぎ、公正・健全な社会と安全・安心な生活を実現します。”

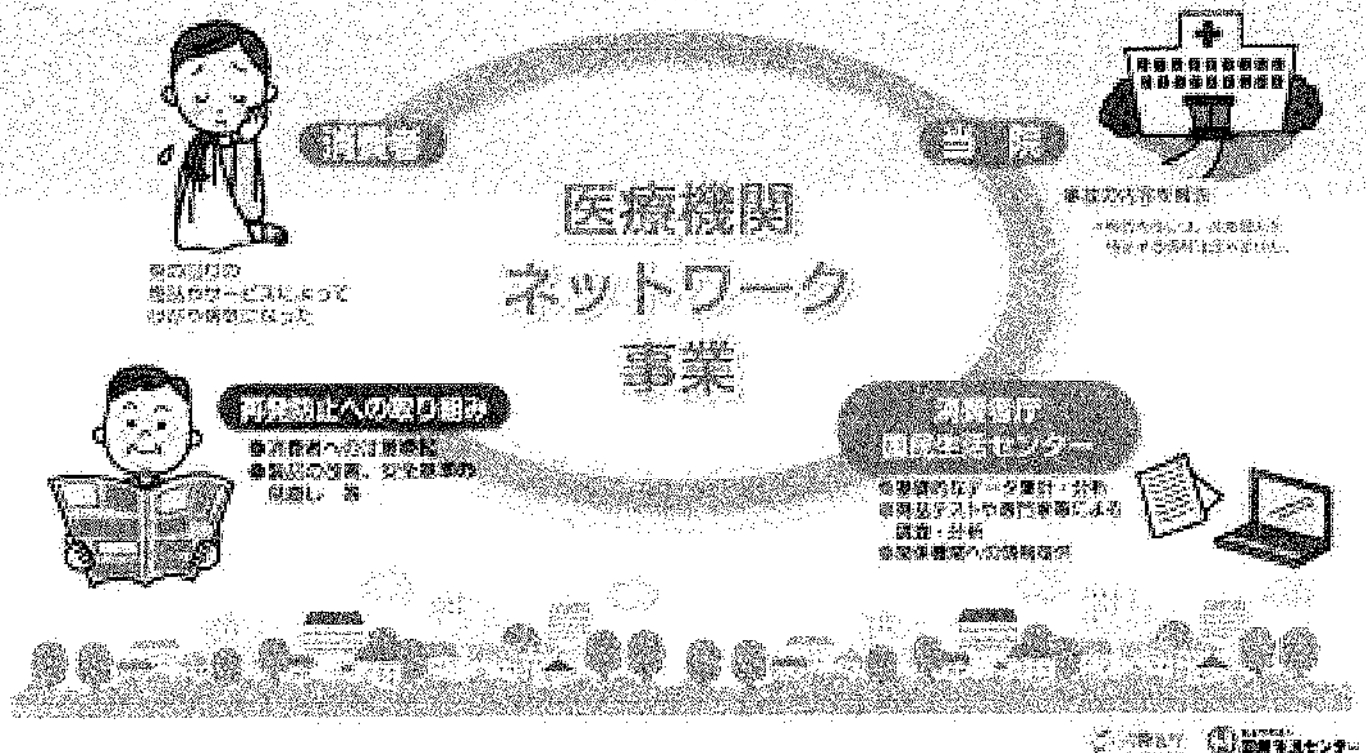
施設内には、商品の耐久テストを行う部屋、科学的な分析を行う部屋、X線やCTを使用して内部構造を調査する部屋、火を使ってスプレー缶などの引火事故を分析する部屋など、さまざまな設備が整っています。

国民生活センターは消費者からの相談を受け、その相談に基づいて商品进行分析し、適切な注意喚起を行っています。また、被害拡大防止のために、特定の商品群のテストとそれに基づく注意喚起も行っています。国民生活センターは、私たちの消費生活にとって欠かせない機関です。

消費者庁と国民生活センターの共同事業である医療機関ネットワーク事業についても紹介がありました。同事業の目的は、消費生活において生命または身体に被害が生じた事故情報を、事業に参画する医療機関から収集し、同種・類似事故の再発・拡大防止を図ることです。医療機関から寄せられた事例をもとに商品テストや調査を行い、情報提供を行っています。

あなたの情報を「安全なくらし」に役立てます

当院は消費者庁と国民生活センターの事故情報の収集に協力しています



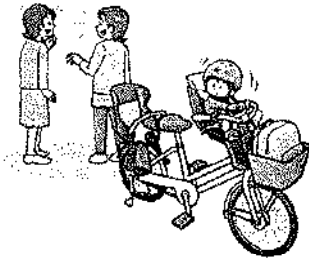
参照：医療機関からの事故情報収集(国民生活センターの紹介)_国民生活センター
(kokusen.go.jp)

2点目は、子どもの自転車事故防止への取り組みについてです。2023年の改正道路交通法により、自転車に乗るすべての人にヘルメット着用の努力義務が課されました。警視庁交通局の「令和5年における交通事故の発生状況について」によると、全国で自転車乗用中の交通事故は令和4年に339件、令和5年には346件発生しています。また、ヘルメットを着用していない場合、交通事故による致死率が約2.4倍に上昇するとの報告もあります。

子ども家庭庁の「こどもの事故防止ハンドブック」でも、自動車や自転車に関連する事故について詳しく記載されています。子どもの安全を確保するためには、ヘルメットの着用とともに、適切な自転車の利用が重要です。

こども乗せ自転車での転倒

(0歳～6歳くらい)



<注意ポイント>

1. 都道府県公安委員会規則により、こどもを乗せることは、未就学児で、幼児用座席を設置した場合に認められています。
2. 座席に乗せる前にヘルメットを着用させ、乗せた後は必ずシートベルトを確実に締めましょう。
3. こどもを乗せたまま自転車を離れないようにしましょう。
4. こどもを2人乗せる時は、転倒防止のため、「乗せる時は、後部座席から前部座席」、「降りる時は、前部座席から後部座席」の順番を守りましょう。
5. 抱っこひもでこどもを前抱っこしながら運転することは道路交通法違反です。おんぶをしても走行中の死亡事故が発生しているので、できるだけ避けるようにしましょう。
6. 自転車や幼児用座席に不具合がないか、定期的にチェックしましょう。

自転車に乗せたこどもの足が後輪に巻き込まれる、スポーク外傷

(0歳～6歳くらい)



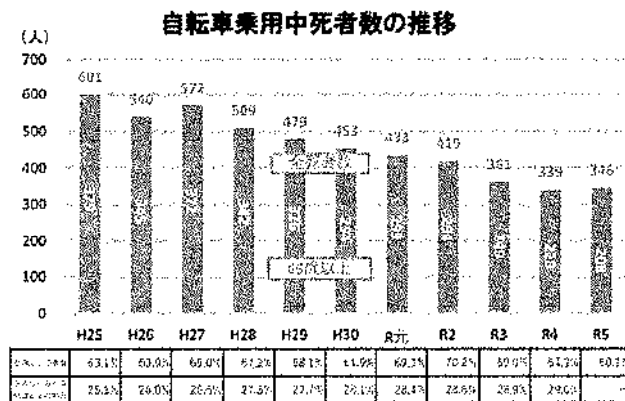
<注意ポイント>

1. 都道府県公安委員会規則により、こどもを乗せることは、未就学児で、幼児用座席を設置した場合に認められています。
2. 幼児用座席を使用し、シートベルトやヘルメットを着用させましょう。
3. 幼児用座席がリコールされていないか確認しましょう。後輪へのスカート等の巻き込みを防止するドレスガードを設置すると足の巻き込み防止に有効です。

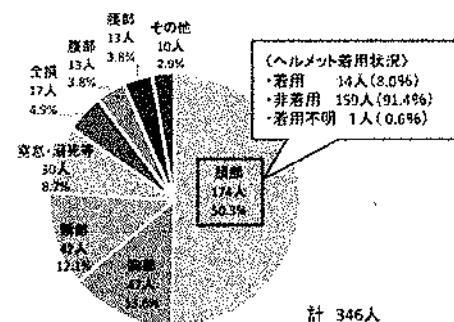
参照：子ども家庭庁 HP [自動車・自転車関連の事故](https://cfa.go.jp) | 子ども家庭庁 (cfa.go.jp)

3 自転車関連交通事故の状況

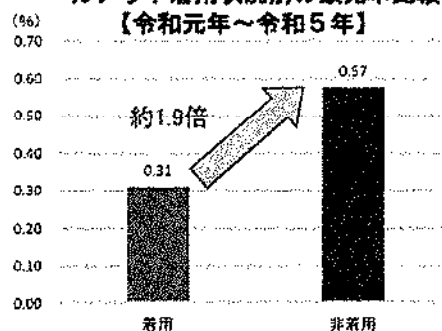
- 自転車乗用中死者の約半数が「頭部」を損傷(うち約9割は乗車用ヘルメット非着用)
- ヘルメット非着用時の致死率は着用時の約1.9倍
- 令和5年7月のヘルメット着用率は13.5%



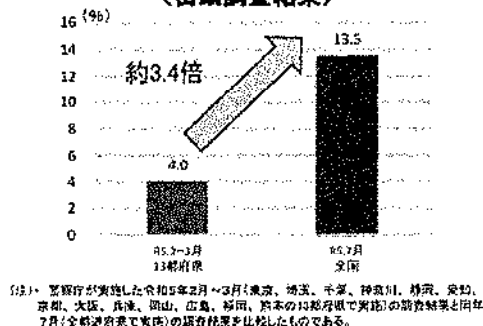
自転車乗用中における人身損傷主部位別死者数
【令和5年】



ヘルメット着用状況別の致死率比較
【令和元年～令和5年】



〈参考〉自転車乗車用ヘルメットの着用状況
（街頭調査結果）



5

参照：子ども家庭庁 HP 060307R05nenkan.pdf (npa.go.jp)

勉強会で特筆すべき2点について述べます。

1点目は、安全性が保証されたヘルメットの着用についてです。大澤氏は、ヘルメットの努力義務化に伴い「ヘルメットの購入は増えていますが、安全基準を満たしていないヘルメットも多く流通しており、実際には効果が期待できないヘルメットを着けているケースも多い」と述べられました。また、海外で安全認証を受けたヘルメットについては、外国人と日本人では頭の形が異なるため、「日本の認証を受けたヘルメットを購入してほしい」と強調されました。添付資料をご覧ください。

添付資料：一般社団法人 日本ヘルメット工業会

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/documents/helmetkougyoukai2308.pdf>

2点目は、1歳未満の子どもの自転車同乗についてです。子どもを抱っこ紐で「前抱き」して自転車に乗ることは交通違反です。基本的に、自

転車の二人乗りは法律で禁止されていますが、「16歳以上の者が6歳未満の幼児を安全に紐などで背負っている場合」に限り、例外的に認められています。大澤氏は「子どもを抱っこして自転車に乗っている際に起こった事故が、2017年以降の6年間で32件あった」と指摘しました。

子どもの同乗が認められているのは、幼児用シートまたはおんぶのみで、2人までです。幼児用シートの対象年齢は1歳以上から小学校就学前まで、おんぶは首がすわる4か月から36か月までとされています。同乗する子どもにもヘルメットの着用義務があります。

しかし、道路交通関係法令違反のため、1歳未満のヘルメットはメーカーが製造できない現状です。また、1歳未満の子どもにヘルメットを着用させると、未発達な首に成長への影響が出ることも懸念されています。

国民生活センターは、文部科学省や厚生労働省に対し、国民に法律や規制を守るよう注意喚起や啓発をするだけでなく、1歳未満の子どもを自転車に同乗させたり、抱っこして乗ったり、3人乗りが不要となるような登園環境を整備することを要望しています。

特筆すべき点として、本市でも、赤ちゃんを前抱っこで自転車に乗っている保護者を見かけない日はありません。以前、乳幼児を持つ保護者との意見交換会を行いました。その際、次のような意見が寄せられました。

- ・ 上の子の登園時に赤ちゃんを起こしていくわけにはいかず、抱っこ紐で連れて行くしかない。
- ・ 危険だと分かっているが、前後の幼児席に2人座らせ、さらにもう1人をおんぶして4人で同乗している。
- ・ 園の周辺には駐車場がなく、車での登園は認められていないため、自転車で行くしかない。
- ・ 海外でよく使用されているチャイルドトレーラーの利用も考えたが、尼崎市は道路が狭く交通量が多いため、断念した。

勉強会に参加していた他都市の議員とも「おんぶ紐で頭を衝撃から守れるデザインにできないか」「サイクルトレーラーの利用を啓発するのはどうか」といった意見交換を行いました。

本市でもチャイルドトレーラーを利用している人を見かけますが、尼崎市は道路が狭く交通量が多いため、非常に危険だと考えられます。また、日本ではチャイルドトレーラーは「軽車両」の区分となるため、原則として車道を走行しなければならず、自転車通行可のマークがある歩道でも通行できません。

1. 子どもの死亡事故の現状

※出典：厚生労働省「人口動態調査」HP

- ①子どもの不慮の事故死は、病気を含む全ての死因の中で上位。
- ②不慮の事故による子ども（0～14歳）の死亡者数は減少傾向にある。

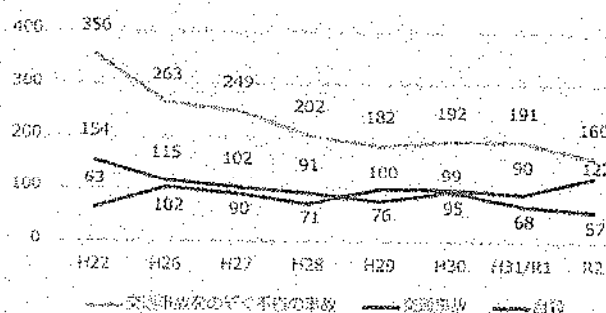
令和2年の死因順位

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0歳	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に特異的な呼吸障害等	乳幼児突然死症候群	胎児及び新生児の出血性障害等	不慮の事故
1～4歳	先天奇形、変形及び染色体異常	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	インフルエンザ
5～9歳	悪性新生物	不慮の事故	先天奇形、変形及び染色体異常	心疾患	インフルエンザ
10～14歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	先天奇形、変形及び染色体異常

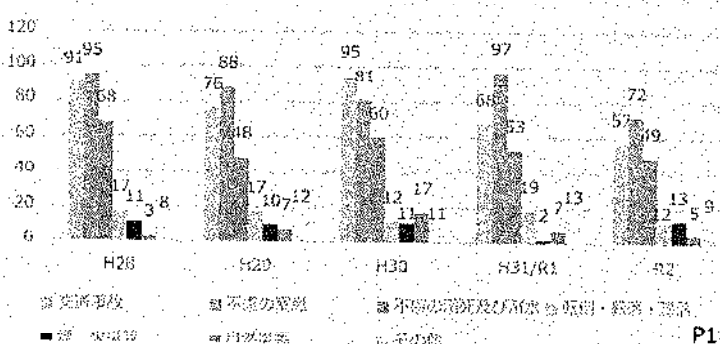
※左図：人口動態調査 上巻 5-17 死因順位別にみた性・年齢（5歳階級）別死に数・死亡率（人口10万対）及び割合 から

※右図：人口動態調査 下巻 死亡 第1表-1 死亡数、死因（三桁基本分類）・性・年齢（5歳階級）別（ICD-10コード V～Y、U） から

子ども（0～14歳）の不慮の事故等死者数



子どもの不慮の事故の死因別死者数

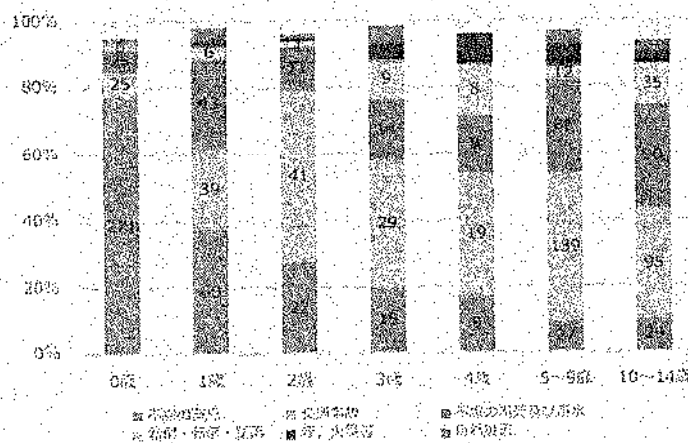


3. 年齢別に多い死亡事故の割合

平成28年～令和2年の5年間では窒息、交通事故、不慮の溺水が死因の上位。

- ①「窒息」は、0歳で圧倒的に多く発生。（ベッド内での不慮の窒息及び絞首等）
- ②「交通事故」は、2歳以上で全て1位。
- ③「溺水」は、1歳、3歳以上で2位。また、3歳、5歳以上で自然水域での事故が上位。
- ④「建物からの転落」は、3歳、4歳と10～14歳が多い。

不慮の事故の死因別死亡者数（年齢別比率）
（平成28年～令和2年）



※人口動態調査 下巻 死亡 第1表-1 死亡数、死因（三桁基本分類）・性・年齢（5歳未満）別（ICD-10コード V～Y、U） から

年齢別の詳細順位 1位～5位

（平成28年～令和2年）

	1位	2位	3位	4位	5位					
0歳	窒息 (ベッド内) 34%	窒息 (胃内容物の誤嚥) 21%	交通事故 7%	窒息 (食物の誤嚥) 7%	窒息 (詳細不明) 7%					
1歳	交通事故 24%	溺水 (浴槽) 21%	窒息 (胃内容物の誤嚥) 12%	窒息 (食物の誤嚥) 10%	溺水 (その他) 5%	窒息 (ベッド内) 5%				
2歳	交通事故 51%	窒息 (食物の誤嚥) 13%	窒息 (胃内容物の誤嚥) 10%	溺水 (浴槽) 8%	溺水 (その他) 6%					
3歳	交通事故 38%	溺水 (自然水域) 6%	転落 (建物又は建築物) 7%	溺水 (浴槽) 5%	溺水 (その他) 5%	窒息 (食物の誤嚥) 5%	窒息 (その他の誤嚥) 5%	転落 (建物又は建築物) 5%	自然水域 5%	自然水域 5%
4歳	交通事故 37%	転落 (建物又は建築物) 10%	転落 (建物又は建築物) 10%	溺水 (浴槽) 8%	溺水 (プール) 8%	窒息 (食物の誤嚥) 8%				
5～9歳	交通事故 45%	溺水 (自然水域) 10%	転落 (建物又は建築物) 7%	溺水 (浴槽) 6%	溺水 (その他) 5%					
10～14歳	交通事故 35%	溺水 (浴槽) 15%	溺水 (自然水域) 14%	転落 (建物又は建築物) 9%	その他 6%					

%は年齢別の不慮の事故死亡件数に対する割合。
%が同じ場合、同率順位の場合があります。

P3

参照：【資料 2-1】消費者庁「子どもの不慮の事故の発生傾向」（cfa.go.jp）

これまで、当議員連盟は関係団体に対し、複数の要望書を提出してきました。以下に一例を挙げます。2020年2月、島根県松江市内の保育施設で、4歳の園児が節分の豆を口に入れ、喉に詰まらせて窒息死する事故が発生しました。この事故を受けて、2020年4月、「豆類」の包装袋に乳幼児の誤嚥に関する注意喚起表示を義務付ける要望書を提出しました。

私からは、令和3年12月第4回定例会において、保育園や幼稚園の給食において窒息事故が発生しないよう、節分の豆や餅つきの餅を提供しないよう提案しました。

尼崎市からの回答では、公立園では提供していないが、私立園の状況については把握していないとのことでした。尼崎市内のすべての保育園、

幼稚園に対して「豆まき・餅つき」における誤嚥の注意喚起が必要であると考え、私立園の状況も常に把握するよう要望しました。

今回の勉強会で学んだ乳幼児を乗せた自転車の事故予防については、令和6年9月第23回定例会において取り上げました。保護者が危険性を認識しながらも、乳幼児にヘルメットを被せず、抱っこ紐で自転車に乗せざるを得ないという危険な状況を解消するための注意喚起をするよう要望しました。

今後も子どもの事故予防防止議員連盟所属の議員と意見交換をしながら、子どもたちが防げる事故に遭わないよう、尼崎市に対して積極的に提言を行っていきます。

自転車用ヘルメットに関する安全基準を満たす製品について

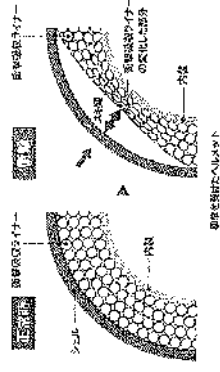
2023年4月より自転車に乗る際には、自転車用（乗車用）ヘルメットの着用が努力義務化されましたが、自転車乗車時の交通事故時に頭部を守ることが出来るヘルメットの選定について下記の規格にそったものを着用することを推奨します。

1. 自転車用ヘルメットの推奨基準

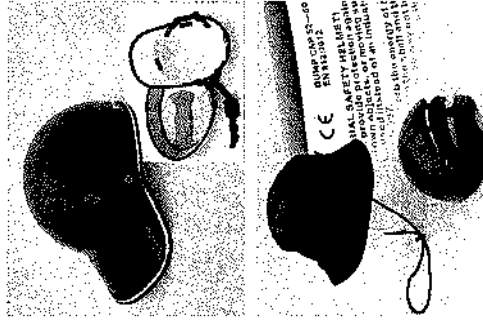
規格	SG	JCF	CE	CPSC1203
マーク				
主幹発行元等	製品安全協会	日本自転車競技連盟	EC指令*に適合していることとされる欧州統一規格（*EU加盟国間で法的整合を図るための法令のひとつ）	米国消費者製品安全委員会
備考	各種消費生活用製品の安全性を認証しています。また製品の瑕疵を原因とした人身傷害発生時における対人賠償責任保険が付いています。	JCF公認/承認とは、日本自転車競技連盟の安全基準に合格したヘルメットであることを示しています。	すべてのEU加盟国の基準を満たすものに付けられ、製造者による「自己適合宣言」が認められています。中でもEN1078のみが自転車用ヘルメットの規格です。（製造者自ら貼付けができ、欧州市場に流通する製品の監視はされているがEU加盟国以外の流通品は監視しない）	アメリカ合衆国消費者製品安全委員会が定める安全基準。消費者製品安全法に基づき強制規格です。

2. 自転車用ヘルメットの断面構造

自転車用ヘルメットは、左図のように比較的硬い素材のシェルだけでなく、柔らかい素材の衝撃吸収ライナー等によっても衝撃を緩和し、頭部を保護します。そのため、ある程度の厚みのある衝撃吸収ライナー（発泡スチロール等）がないと基準を満たすことは難しいです。



3. 自転車用ヘルメット基準（SG/JCF/CE EN1078/CPSC1203等）を満たさない製品の例



現在自転車用ヘルメットとして市場に出回っている製品の中には、ポリウレタンレザー、ABS樹脂、ポリカーボネート等のシェル、布・ウレタンスポンジ等で作られており、衝撃を緩和させるための衝撃吸収ライナー等が入っていないものが見られます。これらのヘルメットでは、自転車転倒時における頭部保護にはSG/JCF/CE EN1078/CPSC1203等の安全基準を満たしません。またあご紐にチンナップが付いているものもあるが、自転車用ヘルメットの安全基準では転倒の際に脱落の恐れがあるため、チンナップの使用は認められていません。

例えば、左の画像のヘルメットは普通の帽子内にプラスチック材のインナーが入っているだけです。このインナーは製作時における障害物に頭をぶつけた場合に衝撃を分散させるだけであり、自転車転倒時における頭部保護の衝撃吸収性能はほとんどありません。

またCEマーク適合製品であっても（EN1078ではなく「EN812(軽作業帽)」は耐衝撃性が低く、障害物に頭をぶつけるなど、物理的な物体から着用者を保護するためにの性能に限定されます。よって自転車転倒時における頭部保護にはSG/JCF/CE EN1078/CPSC1203等の安全基準を満たさないため、注意が必要です。